



男女共同さんかく通信 9

男女共同参画なるほどコラム

日常生活をいろいろな角度からとらえたコラムを紹介しします。
(寄稿 NPO法人青森県男女共同参画研究所)

◇夫婦・男女の関係は多様◇

わたしたち夫婦が昨年、海外旅行のツアーに参加したときのことです。参加者は40代から60代までの男性6人、女性はわたし1人でした。

お土産品売り場やブランド品売り場で、ほかの男性がわたしに「奥さん、この機会に、ご主人から何でも好きな物を買ってもらったほうがいいですよ」と言うのです。

初めはわたしも「フフフ」と笑っていたのですが、何度か人から言われると、少し気分が悪くなりました。わたしたち夫婦は共働きで、わたしはこれまでに夫に物をねだって買ってもらったことはありません。こんな機会であれば買ってもらえないという感覚もありませんでした。

お互い欲しいものは自分の判断で予算の範囲内で買っています。

彼らの言葉には、「女性は男性に買ってもらう側」「経済力は男性の方がある」という男性主体の意味が含まれているように思われます。

日本人の普段からの性に対する固定観念を垣間見た旅行でしたが、夫婦・男女の関係は多様であることを理解してほしいものだと実感しました。



皆さんからのご意見・ご要望をお待ちしています。

問い合わせ先

総務課広報男女参画係
☎5111内線155

土地・家屋・償却資産の申告について

土地・家屋の申告

▼土地(住宅用地の申告)

対象 平成20年中に住宅などを建築、取り壊し、あるいは土地の用途を変更したかた

※この申告により住宅用地として認定され、住宅用地の特例対象となつた場合は固定資産税が減額されます。また、土地を登記地目以外の用途で使用しているかたは、地目変更登記が必要です。

▼家屋(新築住宅などの取得における申告)

対象 平成20年中に住宅(貸家を含む)を建てたかた

※この申告により新築住宅などの特例対象となつた場合は固定資産税が減額されます。また、建物の建築および取り壊しをする場合には届け出をしてください。

償却資産の申告

対象 平成21年1月1日現在、市内で事業(農業を含む)に使っている資産のうち、土地や家屋、自動車、小型特殊自動車以外の資産で、取得価額が20万円以上のもの

申告期限

- ▼土地(住宅用地の申告) 1月20日
- ▼家屋(新築住宅などの取得における申告) 2月2日

▼償却資産の申告 2月2日

申告の方法

住宅用地および新築住宅などの取得における申告について、未提出の場合は、土地および家屋の登記事項証明書(写しでも可)と印鑑を持参して申告してください。

償却資産の申告の対象者と思われるかたには、12月下旬に申告書を郵送していますが、償却資産を所有している申告書が届いていないかたはご連絡ください。また、税理士に依頼しているかたは、お早めに税理士に相談してください。

※トラクター、乗用田植機、コンバインには軽自動車のナンバーの交付を受け、取り付けることが必要です。

※軽自動車のナンバーの交付は税務課、市民生活課(十和田湖支所)で行っています。

問い合わせ先 (☎5111)

●税務課

- ▼土地 (☎内線187)
- ▼家屋・償却資産 (☎内線179)
- ▼軽自動車 (☎内線183)
- 市民生活課 (☎内線6256)